

酒々井町農業委員会 3月総会会議録

平成29年3月23日（木）

プリミエール酒々井・会議室

午後3時58分から午後4時34分まで

- 局長 それでは定刻になりましたので、会長お願いいたします。
- 会長 今日は天気の良い日ですが、作業の忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は開催場所がいつもと違うので人が多い様に感じますが、始めさせていただきたいと思います。ただいまから平成29年3月の農業委員会総会を開会いたします。
- 会長 なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告2件、その他3件ですので、よろしくをお願いします。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、14番高崎孝委員、1番木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から5について、再設定ですので、一括して事務局より説明をお願いします。
- 局長 議案農用地利用集積計画についての整理番号1から5について、説明させていただきます。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、上本佐倉在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地で、地目は田、面積は1,990㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米180kgで、10a当たり1等米90kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成24年3月30日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、3ページの整理番号2について、説明させていただきます。貸付者は、上本佐倉在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地で、地目は田、面積は1,835㎡、利用計画は田です。賃借料は、21,902円で、10a当たり11,936円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規

定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 24 年 3 月 30 日から 5 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 2 年ということです。位置につきましては、4 ページの位置図をご覧ください。続きまして、5 ページの整理番号 3 について、説明させていただきます。貸付者は、千葉市に住所を有する法人、借受者は、伊籬在住者です。設定場所は、伊籬の農地で、地目は畑、面積は 4,381 m²、利用計画は畑です。賃借料は、35,048 円で、10a 当たり 8,000 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、6 ページの位置図をご覧ください。続きまして、7 ページの整理番号 4 について、説明させていただきます。貸付者は、千葉市に住所を有する法人、借受者は、伊籬在住者です。設定場所は、伊籬の農地 2 筆で、地目は畑、面積は合計で 1,016 m²、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、8 ページの位置図をご覧ください。続きまして、9 ページの整理番号 5 について、説明させていただきます。貸付者は、千葉市に住所を有する法人、借受者は、伊籬在住者です。設定場所は、伊籬の農地 2 筆で、地目は畑、面積は合計で 7,001 m²、利用計画は畑です。賃借料は、56,008 円で、10a 当たり 8,000 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 1 年ということです。位置につきましては、10 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号 1 及び 2 は竹田委員、整理番号 3 から 5 は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。竹田委員からお願いします。

竹田委員 両方とも再設定ですので、問題無いと思います。

議 長 宮田委員は何かありますか。

宮田委員 こちらも再設定で、現在一所懸命に農家をやっている方なので問題ないと思います。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、議案 農用地利用集積計画の整理番号 1 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画の整理番号 2 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画の整理番号 3 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画の整理番号 4 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、事務局より説明願います。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地で、地目は田、面積は3,748 m²、利用計画は田です。賃借料は、1等米420 kgで10 a当たり1等米約112 kg、設定期間は、5年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

竹尾委員 新規ではありますが、この田んぼについては今まで耕作されていますので、問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、事務局より説明願います。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。貸付者は、酒々井在住者、借受者は、成田市に住所を有する法人です。設定場所は、印旛沼新田の農地7筆で、地目は田、面積は合計で19,969㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米840kgで10a当たり1等米42kg、設定期間は、6年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、14ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井委員 この法人は様々な事業を行っていて、給食や野菜のカット、果物の輸入のほか、米も直売所を持っていて、そちらで販売しています。この水田は深いところがありどうしようもなかったのですが、機械類が揃っていますので、機械を使って、水路に暗渠を施し、これから田植えをする計画になっていますので、問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、事務局より説明願います。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。貸付者は、酒々井在住者、借受者は、墨在住者です。設定場所は、墨の農地で、地目は畑、面積は3,530㎡の内1,289㎡、利用計画は畑です。賃借料は、10,000円で、10a当たり7,757円、設定期間は、3年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 借受者が母の名前になっていて高齢かと思いますが、実際に畑を耕作しているのは息子さんで、隣の農地なども既にしっかりと耕作しているので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号8について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号8につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号9についてですが、借受者が〇〇委員になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、質疑が終わりましたら退室願います。それでは、事務局の説明をお願いします。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号9について、説明させていただきます。この案件につきましては、一部訂正があったため、後から配

布させていただきました資料をご覧ください。貸付者は、伊籾在住者、借受者も同じく、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地3筆で、地目は田、面積は合計で3,970㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米約4俵で、10a当たり1等米1俵、設定期間は、5年の新規ということです。位置につきましては、裏面の位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、〇〇委員から補足説明がありましたらお願いします。

〇〇委員 私からは特にありません。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 〇〇さんのところ全部ですか。

〇〇委員 全部です。一部深いところがあります。

石井委員 水は入りますか。

〇〇委員 何とか入ります。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。〇〇委員におかれましては退席願います。

<〇〇委員退室>

議 長 それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号9について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号9につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 〇〇委員には中に入ってもらって下さい。

<〇〇委員入室>

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の19ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、成田市在住者、譲渡人は、酒々井在住者です。届出地は、下台の農地3筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で403.34㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は使用貸借権の設定です。備考ですが、平成29年2月13日付け、酒農委第5号の9で受理証明を出させていただきます。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は、神奈川県藤沢市在住者、譲渡人は、東酒々井在住者です。届出地は、中川の農地2筆で、登記地目は田及び畑、現況地目は宅地、面積は合計で168㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年3月8日付け、酒農委第5号の10で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他の(1)農業委員会だよりについて、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何かありますか。

(質問、意見等あり)

議 長 他にありませんか。他にないようですので、次に、その他の(2)農業委員会視察研修会の収支報告について、事務局より説明をお願いします。

岩井主幹 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)について、事務局より説明をお願いします。

岩井主幹 農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について説明。

高橋主任主事 農業委員会活動記録ノートの提出について説明。

議 長 それでは、最後に次回の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 4月から県の常設審議委員会の開催日が概ね16日前後に変更となったことに伴い、町の申請受付期間が“21日～25日”に変更となるため、総会は毎月5日前後の開催となります。そのようなことから、4月の総会は無しとして、5月は9日の火曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、9日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、5月の総会は、9日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。